

# 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

## 【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

### 【補助金】

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

## 【実施主体】

市町村（共同実施も可能）

（指定相談支援事業者へ委託することができる。）

## 【対象となる障害者】

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者。ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

## 【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（１）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（２）２４時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）

（３）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

# 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」と 「あんしん賃貸支援事業」の連携について

## 1 趣 旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を創設したところである。

また、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」（概要は下記のとおり）を実施している。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠。

## 2 あんしん賃貸支援事業の概要

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯（小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯）（以下高齢者等」という。）の入居を受け入れることとして、都道府県等に登録された民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）に関する情報提供や様々な居住支援を行うことにより、「高齢者等」の入居をサポートする事業。
- ・ 民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）、あんしん賃貸住宅を斡旋する宅建業者（協力店）及び入居を支援するNPO・社会福祉法人等（支援団体）が連携して、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。
- ・ あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体として登録された情報は、財団法人高齢者住宅財団が運営するホームページにおいて公開。

### 3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

#### (1) 連携のあり方

実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店（仲介業者。以下「協力店」という。）が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援（緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等）については、居住サポート事業者（相談支援事業者等）が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援（入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等）は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

#### ◎ 支援・連携の流れ（例）

- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件（あんしん賃貸住宅として登録されていない）がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かり易く説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

# 居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携

国土交通省

厚生労働省

地域の支援体制でサポート

〔あんしん賃貸支援事業〕

親族等

就労先企業

医療機関等

家主等

利用者

福祉サービス事業者

市町村

支援体制の調整

あんしん賃貸支援事業協力店  
(仲介業者)

居住サポート事業者  
(相談支援事業者等)

【事業内容】

- 24時間支援(緊急時等の対応)
- 地域の支援体制に係る調整(関係機関等との連絡・調整)
- 入居支援(あんしん賃貸支援事業協力店へ依頼、調整等)

物件斡旋の依頼

情報データベース(インターネットで情報提供)

賃貸借契約の締結  
居住サポートの提供

入居に係る調整等  
緊急時等対応  
相談・助言

物件の斡旋

連携

委託

物件の登録依頼

物件の仲介

物件の登録

登録情報の閲覧(インターネット)

あんしん賃貸住宅提供者

